

相田 華絵

London School of Hygiene & Tropical Medicine, MSc-Public Health in Developing Countries 進学予定

10日間という短い期間ではあったが、研修前後で自身のGlobal Healthに対する考えに新たな視点が加わったことを感じている。研修で得た学びと感覚をできる限り新鮮に保ち、今後もGlobal Healthに関わっていききたい。

研修を通して学んだことは数え切れないが、最も印象に残っていることは、「ポリオ撲滅」を考える過程で、ポリオ体験者の存在がすっかり頭から抜け落ちていた自分自身に気付いたことである。ポリオが地球上からなくなれば全てがハッピーエンドではなく、幼少期のポリオウィルスへの感染がその後の人生に大きく影響し、これからも後遺症を抱える方々の生活は続いていく。「ポリオの会」代表の小山万里子さんとお会いし、直接お話を伺うことにより、リアリティを感じた。今回のテーマということで、たまたま考える機会をもたらした「ポリオ撲滅」ではあったが、「新たなポリオの会会員が生まれないことを願っている」という小山さんの言葉を心に刻み、今後も何らかの形でポリオ撲滅活動に関わっていききたい。

GHSP2011に参加したメンバー、講師、メンター、そして最高の学びの環境を整えてくださった運営スタッフの方々、ありがとうございます。

阿部 道和

一橋大学 国際公共政策大学院経済政策プログラム・医療経済学ゼミ1年

まず最初に、すばらしい講師のみなさまと熱い議論を交わした学生、そしてこの貴重な機会をご用意いただいたことに感謝したいと思います。国際保健とは何かということから始まり、Global Healthの潮流や日本の状況などについて、様々な組織や立場の講師によるレクチャーを受け、国際保健への新たな視点を得ることができました。また、知識だけでなく、その背後にある熱意を生で感じることができたことも貴重な体験です。グループディスカッションでは、それぞれ専門の異なる学生との議論を重ね、社会の課題に対してゼロから解決策を積み立てました。普段日常で生活している中であまり触れることのないテーマについてとことん考え抜き、アクションプランを模索したこの経験は、私にとって大きな財産になると 생각합니다。

有田 祐起

大阪大学 医学部医学科 4年

私は2011年7月28日から8月6日までの10日間、GHSP2011に参加し、「ポリオ撲滅」に向けてのアクションプラン作成を目指し、勉強する機会を戴きました。初めに、このような貴重な機会を下された日本医療政策機構、東京大学大学院医学系研究科国際保健政策学教室、各分野の第一線で活躍される講師の先生方、お仕事の合間をぬってアドバイスをくださったメンターの先生方に感謝申し上げます。

プログラム全体を通じて、多くの新鮮な刺激を受けました。世界は広く、様々な領域における専門分野が存在し、それぞれの分野におけるプロフェッショナルが、強烈な個性を発揮し、組織の枠にとらわれず個人の名前と力量で勝負していることに憧れを感じました。多くのことを学ばせて頂きましたが、具体的に3つの項目に絞って述べさせていただきます。

1つ目は、国際舞台、全世界共通の普遍的な仕事場において、実力を認められ、発言力を持つにはどのように自分自身を鍛える必要があるかについてです。客観的な指標、具体的には、世界的に一流と認められる大学での学位や、一流と認められるジャーナルへの論文投稿が必要だと思いました。

2つ目は、相手を説得する技術を磨く必要性です。どれだけ内容に独自性があり、自分自身やその分野に造詣が深い方が賞賛する内容であるとしても、意思決定権を持つ方(特に、専門が別分野であるなら、なおさらである)が納得し、重要性が認められなければ意味がないという厳しさを感じました。具体的に3つの技術について学ばせて戴きました。1つ目は、MECEやマインドマップです。相手に説明する前段階として、自分自身の思考をクリアにしておく重要性を感じました。2つ目は、ソーシャルマーケティングの手法です。論理性や客観性はある程度、妥協するとしても、説得する相手を分析した上で、その相手の主観、琴線に触れる“魅せ方”を工夫をすることに主眼を置いた点が斬新でした。3つ目は、説得の際に数字を用いることです。統計的な解析方法について具体的にもっと学びたかったです。

3つ目は、各界の第一線で活躍されている方が、進路の岐路に立った時、何を考え、どのような展望のもとに現在の道を選択されてきたのかについてでした。人と人のつながりを大切にされてきた中で、元同僚をはじめとした友人の助言や協力がかかせないことを感じました。私自身も、今回GHSP2011で出会った同世代の仲間とのつながりをこれからも大切にしていきたいと思っています。

最後になりましたが、このような貴重な機会を下さいただき本当にありがとうございました。

今西 佑希

東京大学 工学系研究科システム創成学専攻宮田研究室 修士2年

工学部の自分がグローバルヘルスプログラムに興味を持った理由は、自分に全く関係のなかった世界を見てみたいと思ったからです。実際にプログラムを受講してみると自分が想像していた以上に勉強となることが多く、今でも驚いています。まず、国際機関やコンサルタント、NGOなどの様々な専門家の方からの講義は大変刺激的でした。専門家の方は保健医療に関することはもちろん、自分自身の生き方についても多く語ってくださり大変勉強になりました。次に多様な参加者。専門がバラバラな参加者と話すだけでも、自分の視野が広がったと感じています。最後にグループワーク。バックグラウンドが全く異なる5人が最終発表という一つの目標に向かって、ワークショップに取り組むのはとてもいい経験でした。授業等でグループワークを行った経験はありますが、全くバックグラウンドが異なったメンバーで五日間も作業を行うことは初めての経験であり、大変貴重な機会だったと思います。本プログラムでの経験は、今後の自分の人生において大きな影響を与えるものだったと思います。このような素晴らしいプログラムの機会を作ってくださいました。本当にありがとうございました。

加治屋 陽一

北京大学 光華管理学院・金融専攻 修士1年

国際保健という世界的に重要な課題の多い分野で多くのことを学び考え、志の高いみなさんと議論をするこのような貴重な機会を得られたことを非常に嬉しく思っております。

プログラムを通して、自分自身の存在意義や幸せといったとても大切な問題について考えさせられ、自分だけでなく他に多くのものを背負って生きようとするみなさんの姿勢に共感しました。また、数日間に及ぶ議論を通じて、自分自身の甘さや能力の低さを真っ直ぐ見ることができたのも貴重な経験でした。

今回の経験は私自身が将来国際保健分野に関わっていくきっかけになると思います。専門性を磨き、今回出会った方々と将来、実地的な活動ができたとしても素晴らしいことだと思います。

各界の専門家との交流・セミナーに刺激され将来について語り合う中でそれぞれの持つ夢や志が垣間見え、グループワークの白熱した議論ではお互いのよさが光り、とても濃い時間が過ごせたように思います。そんなみなさんとまたどこかで再会できるのを楽しみにしています。

神田 美希子

東京大学大学院 医学系研究科国際保健学専攻国際保健政策学教室 修士1年

この10日間のプログラムではたくさんの方のことを学んだ。中でも3つを挙げたいと思う。

まず、ポリオ撲滅という国際保健の文脈にのせたミッションに対する問題解決思考過程である。途中、踏み外すことや逆戻りすることが何回もあったが、そうして徐々に全体の枠組みや自分自身の考えが浮き彫りになってくることを実感した。次に、人にもものを伝えるということがいかに難しくまた面白いかということである。人を動かすには事実だけではつまらなく熱い想いだけでは根拠に欠け、何をどう伝えるか、相手の視点に立つという基本的なことが重要であることを再認識した。最後に、互いの専門性を認め生かしあうことの大切さ、そして仲間が大きな力となり同じ目標に向かって進む糧になることである。多くの人を巻き込むことで解決の糸口や新たな展開が拓がるのを目の当たりにした。人と繋がること、仲間を作ることをこれからも心がけたいと思う。

この先、国際保健の場での実践を目指す中で、今回のプログラムの貴重な経験を生かしていきたいと思う。このような機会を与えていただいたこと、そしてこのプログラムでの多くの人との出会いに心より感謝している。

嶋田 庸一

東京大学大学院 公共政策学教育学部 奥村裕一研究室 修士2年

今回のグローバル・ヘルスマープログラムに参加して学んだこと、得られたものは非常に多くありますが、この場でなければ得られなかっただろうと思うことを三つ述べたいと思います。一つはグローバルに活躍する一流の方々との交流です。今現在世界の中にある問題について考え抜き、取り組みを行っている方々から直でお話を伺い、自分自身の感じたことをぶつける経験は普段の大学院の生活では得難い貴重な経験で、自分自身の将来の計画をより具体的に作る様々な示唆を得られたと思っています。二つ目は志を同じくする人達との真剣な議論、ぶつかり合いです。自分とは全く違うバックグラウンドを持つ人達がそれぞれの経験や持てる知識を総動員して(時にはメンターの方や外部の力も借りながら)アウトプットを作っていく過程は自分自身にとって非常に楽しく、充実した時間を過ごすことができました。三つ目は今回扱ったポリオの様なグローバル・ヘルスの問題について深く考えるきっかけを得られたことです。自分自身が将来取り組むべきオプションとしてこの様な問題もある、と知ることができ、自分の視野を大きく広げることができたと考えています。

この様な貴重な経験を下さって頂いて、お返しに自分は何ができるだろうか、と考えていたのですが、少しでも世の中の役に立つことができよう自分自身を高め、考え抜き、実際に行動することに尽きる、と思ひ至りました。近い将来必ずグローバルに存在する問題に自分自身が取り組み、世の中の人々が少しでも多く、自分が幸せだと思えるようにすべく全力を尽くしていきたいと思っています。

袖野 美穂

金沢大学 医学部医学科 6年

“新しい一歩を踏み出す勇氣”

セミナー初日の衝撃は大きなものでした。多様な経験・専門を背景としたメンバーが、鋭い質問・ディスカッションをしていました。自分の知識の薄さ・論理構成力の低さを痛感し、クラスにどう貢献すれば良いかと思ひ巡らしました。そんなスタートでしたが、10日間を終え、私は勇氣、将来の方向性、そして仲間を得ました。

まずは、企業・議員の訪問、働きかけることを通じて得た行動する勇氣、普段は会うことが出来ない人へ質問する勇氣、時に不十分だと理解した上で進む勇氣を得ました。次に、先生方から一筋縄ではいかないキャリアの経緯をお聞きし、各種ステークホルダーの中での、将来の自分の立ち位置を考える機会を得ました。グローバルヘルスは広範囲に渡る知識と、深い専門性の双方が必要な分野であり、完全一致のロールモデルを見つけることは出来ないことを再確認すると共に、自分の人生に一歩飛び出す勇氣と、同じ方向性の仲間を与えて下さるセミナーでした。このような機会を与えて下さった日本医療政策機構の皆様、共に濃厚な10日間を過ごした受講生の皆に感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

橘 昌利

千葉大学 医学部医学科 3年

GHSPIはかなり本格的なプログラムで、多くのことを学びました。はじめ国際保健に対する私の認識はとても浅い、一面的なものであったと思います。しかし、最初のレクチャーを聞くなかで何度も自分の思い込みを否定されていきました。僕ら日本の学生には、「国際援助=良いこと」という暗黙の認識があります。頭ではわかっているけど、その思い込みから離れるのはとても難しかったです。上からの善意の押し付けだけでは決して解決できない問題があると実感しました。では、どうすれば良いのか？と悩んでいたところ、講師の先生の中には官僚出身の方やマーケティングのプロの方がいらっしやり、どうすれば住民が自発的にワクチンを接種したくなるか、様々な国やビジネスの事例を織り交ぜてヒントをくださりました。ポリオ撲滅というテーマに端を発し、各国の状況やビジネスの事例にまでリサーチ範囲が広がっていったのは面白かったです。またこのような第一線で活躍されている方々に直に話を聞けたのはほんとに幸運であったと思います。このようなプログラムを企画・運営していただいた日本医療政策機構の皆様、メンターの皆様、講師の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

張 驪暉

東京大学 薬学部・天然物化学教室 4年

“Think Globally, Act Locally”

ポリオ撲滅という課題に正面から向き合い、私たちに何が出来るかを仲間と共に考え抜いた10日間は、自分はどう生きるかを考える10日間でもあった。ポリオ撲滅のためには全世界がワクチン接種を徹底し、継続することが必要であるが、一団体の力など微々たるもので果たしてその小さな活動にどれだけ影響力があるのか。せつかく課題に正面から向き合う機会を与えられたのだから影響力の大きな、世界が変わる活動をしたい。そのような想いで課題の解決策を考えていたが、実現可能性も考慮し出すと議論は先の見えない迷路のようであった。今回、多くの人と話をする機会を頂き、その中でその方向性が見えてきたように感じている。自分は何ができるか、結局、目の前のことに対して少しずつ取り組むしかなく、志を同じくする仲間を集め、時代の潮流を変えるきっかけを作れたとしても、世界を変えるまでは辿り着かないかもしれない。しかし、大事なことは、大きな理想を掲げ、その理想に確実に繋がる取り組みをしていることだ。さて、自分の理想は何なのか、目の前のこととして何に取り組むのか、まだ考える余地は残っているが、百聞は一見に如かず、行動を起こそう、そう勇気づけられたプログラムであった。

土屋 弘

パリ第一大学 IEDES 大学院1年候補生

プログラム参加用に自己紹介文を書いたと思いきや、気づいたらもう感想文を書いています。

このプログラムの10日間は、まさに「光陰矢の如し」であり、1日1日が大変充実していました。参加している学生のモチベーションも高く、スタッフの皆様も講師陣も素晴らしい方々であり、至れり尽くせりでした。

私はこの素晴らしい環境の中で沢山の事を学ばせて頂きました。理論的な、実践的な知識に留まらず、人としてどう生きていくか、リーダーとしてどうあるべきか、自分が何をしたいかなど、様々な事を考えるきっかけとなりました。多様なバックグラウンドを持つ学生と共に一つの課題に向かって邁進する中で、自分の視野の狭さや知識の浅さに気づかされました。特に講師陣からの御話は「目から鱗」の連続であり、いかに自分が小さな世界で生きているか気づかされました。講師の方々のようにもっともっと深く深い視野を持ち、柔軟な思考であり続けたいです。かけがえのない仲間と、かけがえのない出会いと、かけがえのないこの機会を下さった事に心より感謝しています。これをバネに自分の目標に向かって猪突猛進で生き抜きます。

最後になりましたが、改めまして、この場を御借りして皆様方に御礼を述べさせていただきますと思います。黒川代表、渋谷教授、山崎さん、杉山さん、飯村さん、藤本さん、講師の皆様、メンターの皆様、共に切磋琢磨したメンバーの方々、その他関係者の皆様深く御礼申し上げます。素敵な10日間を有り難うございました。

中川 暁子

Brandeis University, International and Global Studies, Environmental Studies 3年(9月より)

ポリオにどっぷりと浸った10日間。我が人生、後にも先にもこんなにも「ポリオ」という言葉を耳にし発する10日間は無いのではないかと思います。思いながら過ごした10日間。今だにポリオという言葉を知ると反応してしまう自分がいます。それ程濃かった10日間中にポリオを通して得た出会いや経験は、私にとってかけがえのないものとなりました。GHSP2011を企画・運営して下さった日本医療政策機構の方々をはじめ、本プログラムの為に時間を割いて頂いた各分野を代表する専門家の方々とお会いさせていただき、私は「獅子窟中に異獣なし」という言葉がとても相応しい貴重な場であったと感じました。各分野の最前線でご活躍されている方々の独自の体験や経験に基づいたお話を聞かせていただくことで、私自身が多くのことを学び、さらには将来への展望がより具体化され、目指すべき道が少し明確になったと感じております。この様な有意義な機会を頂きまして、本当に有り難う御座いました。また、今回のプログラムで様々なバックグラウンドを持った参加者の方々と出会えたことも大変嬉しく、プログラムは終了しましたが、この縁はこの先も大切に行きたいと思っております。また次回皆様に会う日まで、今回のプログラムで学んだ事を生かしながら、日々邁進していきたいと思っておりますので、これからどうぞ宜しくお願い致します！

中川 弘子

名古屋大学大学院 医学系研究科・予防医学 博士1年

本当に学ぶことが多かった熱い10日間でした。

まず、一緒に参加している方の「前向きな姿勢」「知識」「情熱」に感銘を受けました。全国からとてもレベルの高く意欲的な方が集っており、「ポリオ撲滅」というテーマを通し、彼らと一緒に過ごし活発な議論を交わした10日間は忘れられないものです。また、講師陣の方々からの多方面からの学びは、大変貴重なものでした。私は医学部出身なので、今までに学ぶ機会のなかったマーケティング、ソーシャルネットワークの活用、問題解決手法はとても新鮮でした。このセミナーを通して学んだことは、問題解決に向けてどうアクションを起こすか、そのヒントをくれたように思います。ポリオ撲滅に関わらず、世の中に大きな問題から身近で起こる問題・たくさん問題があり解決を絶えず迫られています。それにどうアプローチをしてアクションを起こして効果的に解決をしてゆくか。ここで学んだ問題解決の手法や姿勢は他分野でも十分に応用ができると感じました。また、私たち一人の力には限界がありますが、様々な分野の方とチームとなり協力することで一人では難しかった大きな目標を達成できるのではないかと実感しました。本当に10日間ありがとうございました。

中村 有紀子

東京女子医科大学看護専門学校 看護 1年

“原点となる10日間”

黒川先生が仰った「Global citizenの意識を共有しより良いチームを作っていく。これから求められるチーム像は甲子園に見られる一人の目立つリーダーがいるという形でなく、それぞれが役割をもつサッカー的なチーム観であること。」そのことを痛感する10日間でした。世界の最前線で活躍する一流の講師陣。様々なバックグラウンドをもつHigh levelな学生たち。私自身、着いていくことがやっとなで、グループのメンバーには沢山の迷惑をかけましたが、そこから自分の弱さと多くの課題が浮き彫りになりました。大学の恩師が「理想と現実のギャップが大きいとき、足元を固めるのでなく、理想に近づくんだ」と言っていた意味が分かりました。このプログラムに参加していなかったら、大きな意識の変化はなかったと思います。そして私は看護師となり、その上で、国際保健に携わることについて深く考え、それに対し何らかの示唆を得るためにも学生の内にもっと世界へ行ってみようと思いを押し付けていただきました。最後になりましたが、このような機会を頂き心より感謝しています。今回お世話になったスタッフの方々、講師の方々、学生の皆さん、本当にありがとうございました。

平野 慧

慶應義塾大学 法学部政治学科麻生良文研究会(公共経済学) 4年

10日間という短い間であったが、非常に多くの面で強い刺激を受けた。ポリオという正直に言ってほとんど知らないテーマについて、学び、調べ、議論することで得られたものは大きい。初めは細かいテーマだと思い、侮ってしまった節があったが、調べれば調べるほど奥が深く、その解決には文化や宗教といった問題も絡むということを知った時は衝撃的であった。このように、一つのテーマについて深く考えることで、逆に様々な分野とのつながりを感じることができたことは、私自身にゼネラリストであることの必要性や困難さを認識させてくれた点で、非常に意義深かったと感じている。

次に、非常に様々なバックグラウンドを持った講師の方々に出会えたことで、ひとつ気づいた点がある。それは、世の中で活躍している人、というか自分の人生を楽しめている人は、どの人も共通して穏やかでとても人当たりがいいという点である。このことから、実力だけでなく、人格を鍛える必要性をとて強く感じた。たとえどれほど実力があっても、人格が伴わなければ意味がないのだろう。このように、10日間を通して、自分が今後やるべきことを知ることができた点に、私はとても意義を感じている。このプログラムの中で関わったすべての人に、感謝の気持ちを持っている。

堀内 沙央里

神戸大学 保健学研究科国際保健学領域感染症対策分野 1年

今回のプログラムを通して私は多くのことを学んだ。1つの疾患をこの世界から撲滅することがどれほど難しいかということ、様々な視点を持った人が集まるととてつもなく大きいアイデアが生まれること、考えるより行動することで解決することのできる問題が存在すること、新しい問題解決方法と相手に何かを伝えるということの難しさ、そして、自分が今までいかに狭い視点でしか物事を考えていなかったかということ。私は大学・大学院を通して医療系で、今まで、医療の視点を通してしかグローバルヘルスのことを考えて来なかった。しかし、今回の学びを通してグローバルヘルスを支えている分野は医療だけではないということが分かったと共に、新しい視点を持つことができた。

ポリオに関しては、世界でポリオが撲滅されたとしても、日本のポリオ患者が今そうであるように、次にポストポリオの問題で苦しむ人が出てくる、さらに、生ワクチン由来のポリオ発生が問題になることを念頭においておかなければならないということも分かった。これは、日本のポリオ患者にインタビューして分かったことで、実際の当事者に話を聞くということも大切であることが分かった。10日間、短い間でしたがありがとうございました。

元橋 一輝

東京大学 法学部公法コース城山ゼミ 4年

10日間のGHSPを終えて振り返ってみると、様々なことが思い出されます。一言では言い表せないほど、凝縮したプログラムでした。素晴らしい講師陣のレクチャーから始まり、各グループで睡眠不足になりながらもアクションプランを立て、フィールドワークに出ました。短期間でしたが、これほど集中して取り組んだプログラムは久しぶりでした。

GHSPを通して何を学んだかと問われると、はっきりとは答えは出ない気もしますが、以前立てたMy Goalに照らして考えてみます。一つ目は、グローバルヘルスの理解を深めることについてです。今までマラリアなどの感染症については知っていたものの、実はポリオをほとんど知らなかったため、今回のプログラムを通じて、ポリオの重要性を理解し自分の視野を広げたのは良かったと思います。二つ目は、スキルアップについてです。レクチャーでスキルについて学んだ後、実際にアクションプラン策定やフィールドワークを集中的にしたことで、スキルが身に付いたように感じました。

最後に、こうした素晴らしいプログラムに参加できたのも、大勢の方々の協力があったことだと思います。深く感謝するとともに、期待に応えるためここで学んだことを活かし将来活躍していきたいと思っています。

安田 翔

東京大学 教養学部文科Ⅱ類 2年

10日間で世界のポリオを撲滅するためのアクションプランを作る—最初にこの課題を聞いたとき、とても困難な課題にぶつかった気がした。日本から遠く離れた地の病気を何の力も持たない私たちがどう解決できるのか、非常に頭を悩ませた10日間であった。しかし、問題に取り組んでみると、様々な突破口が見えてくる。班員から自分では考えつかないような視点、アイデアが出てくる。他の班と情報共有すれば、また違ったアプローチを思いつく。グループワークは僕の思考を常に刺激した。深く考え続け、チャレンジを繰り返す、そんな密度の濃いグループワークだった。最終的にはグループで一つの案がまとまった。満足のいくレベルまで落とし込むことは出来なかった。足りないデータもあったし、もっと明快なシステムの構築が必要であった。しかし、10日間である程度の具体性を持ったアクションプランを作成できたことは、班員全員の自信になったし、「チャレンジする」ことの重要性を再確認できた貴重な機会となった。正直、自分の興味を中心はヘルス分野にはない。しかし、世界を良くしたいということ、人を救いたいということを常に意識して今後も積極的に活動していけたらと思う。最後に、この素晴らしい機会の提供に携わった全ての方に感謝を述べて私の感想を終えたい。

山崎 博子

聖路加看護大学 看護学科 4年

このプログラムでは多くのものを得ることが出来ました。その中でもっとも重要なものが「人との出会い」です。

＜講師の方々＞

講義の内容以上に、講師の方達の生き方が本当に素敵でした。自分がどのように年を重ねてゆきたいかを考えるととても良い機会でした。

＜メンターの方々＞

とても魅力的な方々でした。仕事以外にも活躍の場を持っていらっしゃる方も多く、生き生きとされていました。年齢が自分に近い分、「5～10年後にあんな風に生きていたいな」と思うことが多かったです。自分のキャリアパスを描く上でとても勉強になりました。

＜日本医療政策機構の方々＞

参加者20人の学びが最大化されるように、素晴らしい環境とプログラムを準備し提供してくれました。感謝してもきれません。

＜参加者＞

一口の学生と言っても様々なバックグラウンドの方がいらっしゃいました。同じ世代の人々が生き生きとキャリアを積み上げているのを見て、とても刺激を受けました。彼らの一人としてこのプログラムに参加できたことを誇りに思います。

プログラムでの出会いは私の人生にとっても良いインパクトを与えてくれました。10日間本当にありがとうございました！！！！

吉村 やよい

大阪市立大学 医学部看護学科 3年

この10日間は、一言でいうと知的刺激に満ちた10日間であった。各分野の第一線でご活躍される先生方からのレクチャーは自分の思考に様々な側面から新たな気づきを与えて下さった。レクチャーはまったく初めて知る具体的なスキルから、世界の潮流、ご自身のこれまでの経験を踏まえたお話に至るまで様々な内容であったが、それらのレクチャーを受けるうちに、これまで自分の中でぼんやりとしていた考えが明確になったり、自分が新しい切り口をもって物事を捉える方法を得たことにダイレクトに気づくことができたりして、非常に大きな充実感を得ることができた。

また、このプログラムに集まった参加者からも大変大きな刺激を得ることが出来た。高い志をもって人生を歩んでいこうとする仲間と出会い、一定期間同じ物事に向かい合い、議論を交わし、互いに刺激を与え合えたことは何物にも変え難い経験になったと感じている。これからもこの出会いを維持・活用し、互いに高め合える存在でありたいと願う。

このような貴重な学びの場を提供して下さい、私たち参加者を支えて下さったすべての方々へ心から感謝申し上げたい。多くの方に支えて頂いたことを忘れずに、プログラムから得た学びを十二分に活かし、社会へ還元できるように今後も研鑽を積みたい。

©特定非営利活動法人 日本医療政策機構



HGPI
Health and Global Policy Institute

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-28 7階

TEL 03-5511-8521 FAX 03-5511-8523

URL: www.hgpi.org

E-mail: info@hgpi.org



THE UNIVERSITY OF TOKYO

厚生労働科学研究費補助金

地球規模保健課題推進研究事業

地球規模での保健課題に対応する人材養成に係る研究

平成23年度 分担研究報告書

国際保健課題としてのたばこ等、非感染性疾患政策への効果的な提言方法の検討

研究分担者 望月友美子

国立がんセンターがん対策情報センターたばこ政策研究部長

平成24（2012）年5月

研究要旨

たばこは世界中で年間 600 万人の死亡をもたらし、このままでは 21 世紀中に 10 億人の累積死亡が予測されている。とりわけ、たばこがもたらす多くの疾患の中で、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった非感染性疾患（NCD）は、先進国のみならず途上国においても大いなる脅威となるために、国際保健課題として、包括的な対策の重要性が指摘され、国連 NCD サミットにおいても政治アジェンダとしてのプロフィールが高まった。多国籍たばこ企業は、WHO たばこ規制枠組条約などによる地球規模での規制枠組が強化される一方で、規制の弱い国々への市場拡大と生き残りをかけた政策干渉を行っている。我が国においても、がん対策推進基本計画及び次期国民健康づくり運動プラン、労働安全衛生法改正と、2011 年度から 2012 年度にかけて、たばこ政策を巡る政策強化の局面を迎えているが、たばこ産業はこれらに対し、反対あるいは弱体化の意見表明を行っている。WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項ガイドライン及び関連 WHO 文書を翻訳し、これらを参考にしながら、ガイドラインの勧告に沿って現状分析を行ったところ、国際的に知られている干渉の手口は殆ど全て適用されており、また、我が国には干渉阻止あるいは対抗のための具体的措置が全く敷かれていないことを明らかにした。

A. 研究目的

WHO たばこ規制枠組条約、国連 NCD（非感染性疾患）サミット等、たばこ政策を巡る国際情勢は著しく変化し、国際保健における政治的アジェンダとしてのプロフィールの上昇とともに、国際協力の舞台における巨額な資金調達・資金援助の対象となってきた。その結果、WHO や世界銀行、国連開発計画等の国連機関のみならず、ゲイツ財団やブルームバーグ財団、クリントングローバルイニシアチブ等をはじめとする名だたるフィランソロピーが、NCD 領域にも潤沢な資金提供と技術移転を支援し、むしろ途上国における政策形成・政策実現が加速化する傾向にある。その中で、我が国は、たばこ規制枠組条約の締約国として最大の拠出金を求められる一方で、海外からの援助を受けることなく、経済的にも技術的にも自立的に、国民の命のためのたばこ政策を進めなければならない立場にある。また、政府保有株を通じて、世界第3位の多国籍企業である日本たばこ産業株式会社を擁する国としての国際的な責任も問われているのである。

そのような国際情勢の下、がん対策推進基本計画（閣議決定）及び次期国民健康づくり運動プラン（大臣告示）の次期計画の策定により、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった NCD 政策が健康増進対策とともに包括的な政策パッケージとして示されるに至った。2012 年 4 月には、厚生労働省においてこれらを担当する部署が一元化され、一つの課（がん対策・健康増進課）として誕生することが決まっている。特に、たばこは NCD 全てに共通する危険因子として、包括的 NCD 政策の中核として認識され、たばこ規制枠組条約という国際条約の履行とともに、具体的な疾病対策の枠組が付与された。また、新成長戦略においても、2020 年までに、受動喫煙のない職場の実現が閣議決定されている。

厚生労働省は 2000 年の健康日本 21 に始まり、同計画の見直し（2006 年）、がん対策推進基本計画の策定（2007 年）と 3 度にわたり、たばこに関する数値目標を検討したが、たばこ産業及び関係議員からの圧力に屈し、自ら撤回してきた。今回、次期計画が策定される「がん対策基本推進計画」及び「国民健康づくり運動プラン」において、初めて数値目標を盛り込み、がん対策基本推進計画の閣議決定を待つこととなっている。労働安全衛生法においても、職場の受動喫煙防止のための禁煙または空間分煙の義務づけを含む改正法案が審議されているところである。しかし、いずれの政策過程に対しても、たばこ産業は公式ホームページにおいて反対意見を公に表明していることから、他の手段によっても、直接・間接に干渉が行われている可能性がある。

そこで、本研究課題においては、命を守る政策の実現を公約とした現政権下で、たばこ政策を中心に我が国の国際貢献の度合いを上げるために、まず必要な、たばこ産業からの政策への干渉を分析し、排除する方策を検討する。

B. 研究方法

WHO のブルントラント前々事務局長は、各国のたばこ政策のみならず、WHO のたばこ政策にすら、たばこ産業の干渉が巧妙に加わっていたことを踏まえ、WHO のたばこ規制部門であるタバコフリーイニシアチブに専門家による検証作業を行わせ、実態とその弊害を明らかにした。その成果は、WHO たばこ規制枠組条約にも反映され、一般義務の記された第 5 条の 3 項に「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」が締約国に求められ、ガイドラインも採択された（資料 1）。具体的な干渉の手口については、専門家委員

会の報告書がまとめられ（資料2）、2012年の世界禁煙デーのテーマとしても「たばこ産業の干渉を阻止しよう」という内容が定められ、全世界に提唱されているところである。また、直接的な政策干渉のみならず、企業の社会的責任（CSR）活動も広告販売促進効果に加え、間接的に政策形成に影響を与えることが明らかになっている（資料3）。

これらのことから、前述の条約ガイドライン及びWHO関連資料の翻訳を行い、これらを参考に、ガイドラインに記された「勧告」を参照に我が国の状況を分析し、公衆衛生政策としてのたばこ政策をたばこ産業の干渉から阻止するための具体的方策について提言を行うこととした。

（倫理面への配慮）

たばこ規制政策をテーマにした公的機関や組織を対象とした政策研究であり、公開資料や文献を用いた分析であるため、特に倫理的な問題は発生しないと考えられる。

C. 研究成果

たばこ規制枠組条約第5条3項ガイドラインに照らし合わせた我が国の状況

公衆衛生政策をたばこ産業の干渉から守るための勧告部分をガイドラインから抜き出し、日本の状況を検証した。

（1）たばこ製品の常習性と有害性、及び締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。

日本のたばこ産業は、たばこ製品の常習性と有害性、たばこ規制政策に次のような方法で干渉を行っている。たばこ産業は自社製品の常習性や有害性については最も情報を持っており、自社研究所での研究や、委託研究あるいは助成研究を通じて知見を蓄積している

が、内部研究は限られた情報開示しかしていない。専売公社時代の委託研究の研究デザインの一部は、米国たばこ会社の指導を受けていたことが米国たばこ訴訟で開示された内部文書により明らかにされている。また、旧厚生省の喫煙と健康に関する報告書（いわゆる「たばこ白書」）は原稿の段階で英訳され、専売公社経由で米国たばこ会社に渡り、報告書対策について具体的な助言を受けている。民営化後には、研究財団を設立し巨額の出捐を行って、喫煙の健康影響に関する基礎研究、臨床研究、疫学研究に対して助成を行うとともに、人文社会科学系の研究にも助成を行っている。これらの研究成果は国際的に確立された圧倒的な科学的証拠を覆すほどのものではないにも関わらず、喫煙と疾患との因果関係については解明されていない、との見解を繰り返して示している。特に、受動喫煙の健康リスクについて、急性影響は認めるものの、肺がん等の慢性影響は認めていない（研究デザインに介入したネガティブデータの強調、例えば、「受動喫煙と肺がんの関係について有意でない、という報告もある」など）。また、喫煙と肺がん等の発症とのタイムラグを考慮しない言明（例えば、「喫煙率は低下しているのに肺がん死亡率は上昇しているので、喫煙と肺がんの間には因果関係はない」など）を繰り返している。依存性（常習性）については、ニコチンはカフェイン並みの弱さという言い方で、製品デザインや投与経路による依存形成の違いから目を背けさせるとともに、嗜好品として容認されているお茶やコーヒーなどとの類型化を試みている。また、買い物やギャンブルのような行動の依存との類型化により、依存形成の要因を内在化させ、たばこ製品そのものの依存性やそれを開発し流通させる産業活動を見えにくくしている。

また、規制政策に対する干渉については、日本のたばこ産業は戦前まで国営事業で、戦後、日本専売公社として公共事業体となり、

1984年に民営化されるまで実態としては官業のままで、日本たばこ産業株式会社という特殊会社になっても、財務大臣が株式の過半数（当初100%、現在50.02%）を保有しているという実体が、公衆衛生政策と一線を画しにくかった背景である。1970年にWHOの世界保健総会決議により、加盟国が喫煙者に対してたばこの有害性に関する警告を与えるよう勧告した際に、厚生省の公衆衛生審議会ではなく、大蔵省の専売事業審議会が心理学者をも交えて決定した注意文言は「健康のため吸いすぎに注意しましょう」であった（1972年施行）。この文言の意図は、「吸いすぎなければ大丈夫」という誤った認識を消費者に与えるとともに、「健康のため」という文言により、たばこ製品の本質が隠されることになった。以後、WHO勧告や条約の動きを受けての2度にわたる注意文言の改訂には、たばこ事業等審議会と財政制度審議会が関わり、「あなたの健康を損なうおそれがありますので吸いすぎに注意しましょう」（1990年）と「8種の文言」（2005年）が定められたのである。後者において、我が国で初めて、受動喫煙の害とともに、依存性について、表現は軟らかいものの認められ、また肺がんとの関係についても初めて記載された。しかし、文言を複雑にし、厚生労働省のホームページURLまで示す注意文言が、リスクコミュニケーション上、効果を発揮しているとは言い難い。財務省の政策評価の調査結果においても、禁煙動機を高めたり、喫煙抑止の効果は認められていないところが、あくまでも注意喚起が目的であり、海外の「警告表示」とは目的を異にしている所以である。

(2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。

政府内には条約ガイドラインの遵守のための規定がないために、たばこ産業は直接・間

接に接触をすることが可能である。厚生労働省の検討会には、以前はたばこ産業関係者が委員として参画していたが、最近ではヒアリングに呼ばれるだけに留まっている。しかし、その場で、たばこ会社は共同審議や共同研究を申し出ており、地方自治体においては、未だに検討会に委員に加わっている場合もある。一方、財務省の審議会においては、参考人として必要に応じて意見表明を行っている。これらの接触については、傍聴や議事録の公開によって透明性が確保されているといえるが、それ以外の接触機会については、その有無や内容は公開されていない。さらに、たばこ産業関係者としての議員や隠れ蓑団体との接触は、規定がない限り、制限を設けることができない。たばこ産業は、政策に対する反対表明をホームページ等に公開しているので、干渉の論旨は知り得るが、その結果、政策にどのような影響が及ぼされたかは追求することができない。その他、行政側は、パブリックコメントにより国民の意見を広く求めているが、たばこ産業及び関係者からの意見については、一般国民からの意見と峻別することができない。

(3) たばこ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。

たばこ産業は様々な形で、連携や協定を申し出ているが、地方自治体においては、喫煙場所の設置や分煙のコンサルティングのノウハウの提供が堂々に行われている。国においては、明確な規定はないが、明示的な形での連携や協定はないものと考えられる。

(4) 官僚や政府職員の利益相反を避ける。

公衆衛生政策に関与する官僚については、かつて、旧大蔵省にたばこ産業から出向があったが、厚生労働省については不詳である。しかし、利益相反を家族や親族にまで広げた

場合の具体的な規定はないため、捕捉しえない。

(5) たばこ産業から収集される情報が透明かつ正確であることを求める。

たばこ産業は自発的に様々な情報を提供したり公表しているが、その透明性や正確性については、検証が行われていない。

(6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。

たばこ産業のCSR活動は、人権、環境、教育、スポーツ、文化など多岐にわたっているが、公的機関が全容を把握したことはなく、公衆衛生政策への影響について検証されていない。実際には、CSR活動は産業の社会的存在意義を正当化し、規制に対する抵抗力を社会の側から醸すという効果がある。最近では、受動喫煙の害を認めない一方で、健康問題としての受動喫煙問題をゴミや好悪あるいは選択の問題に置き換えた活動が盛んに行われている。具体的には、吸い殻拾い運動をたばこ会社、販売店、NPOのそれぞれの主体で統一カラーの下に行って、他者危害という健康問題の側面を覆い隠している。あるいは、飲食店等の禁煙化に対抗して、表示や分煙を解決策として社会が選び取ったという提示の仕方を行っている。さらに、マナーの問題へのすりかえは、世界的にも展開されている戦略で、科学的な根拠を持って規制しようという次元から、全くかけ離れた次元での議論に誘導している。

(7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。

(8) 国営たばこ会社を他のたばこ産業と同様に扱う。

我が国のたばこ会社はかつて国営会社であったことから、たばこ事業法により産業の健全なる発展と財政確保という特権的な地位を

得ている。様々な制約がある反面、政府との密接な関係を有利に利用し、また耕作者の買付価格についても優遇されている。

D. 考察およびE. 結論

我が国のたばこ政策は、軍費調達と市場拡大を目的とした戦前からの産業「振興」の時代（専売制から民営化まで）、健康被害が明らかになり財政確保と健康保護のバランスという政策「調整」の時代（民営化以降といえるが、実は専売公社発足直後から）、さらに、たばこ規制枠組条約の締約国としての責務から、また、年間13万人、累積300万人のたばこが原因で死亡する国民の命を守るためにも、産業との「対決」（条約発効以降といえるが、実は健康日本21を打ち出した時から）の時代へと変遷してきている。英米をはじめ、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、ウルグアイなど、多くの国々がたばこ産業との対決の姿勢を辞さずに、国民の命を守る政策に大転換している。税収と健康のバランスを取るということは、言い換えれば、財政のために国民の命を犠牲にする、ということである。東日本大震災と原発事故を経験した我が国が、次の世代のために賢明な選択として残せるのは、自らの意志でリスクを「回避」（言い換えれば中止）できるたばこ使用・産業のない社会である。そのためには、公衆の健康を第一とした新たなたばこ政策の描出と、それを実現するためには、たばこ産業の政策干渉を阻止する強い政治的意思が必要である。

F. 研究発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況 なし

資料 1

WHO たばこ規制枠組条約第 5 条 3 項の実施のためのガイドライン：「たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護すること」

(下線部は筆者による強調)

はじめに

たばこ規制プロセスの透明性に関する世界保健総会の決議 WHA54.18 によると、たばこ産業の文書に関する専門委員会の調査結果を引用して、「長年にわたりたばこ産業は、たばこの害と闘うための公衆衛生政策を実施する政府と WHO の役割を阻害する、という明らかかな意図を持って行動してきた」と述べられている。

WHO たばこ規制枠組条約の前文には、締約国における「たばこ規制のための努力を阻害し又は著しく損なうたばこ産業の活動を警戒する必要性、並びにたばこ規制のための努力に悪影響を与えるたばこ産業の活動について知らされる必要性」についての認識が記されている。

さらに、条約第 5 条 3 項は、締約国に対して、「たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定と実施にあたり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する」ことを求めている。

締約国会議は、FCTC/COP2 決議 14 により、条約第 5 条 3 項履行ガイドライン作成のための作業部会を設立することを決定した。

締約国は、たばこ規制政策を決定し策定する締約国の主権を損なうことなく、国内法に準じて可能な範囲でこれらのガイドラインを履行することが奨励される。

目的、範囲及び適用性

WHO たばこ規制枠組条約の前文、たばこ規制政策の具体的な条項、及び締約国会議手続

規則で記述されているように、第 5 条 3 項に関するガイドラインは、国営たばこ産業を含む、たばこ産業による干渉がたばこ規制政策の多くの領域に影響を及ぼすという認識を踏まえているため、条約第 5 条 3 項履行のための本ガイドラインの採択は、締約国のたばこ規制政策及び条約履行にきわめて重要な影響をもたらすだろう。

本ガイドラインの趣旨は、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からたばこ規制を保護するための包括的かつ効果的な努力を担保することである。締約国においては、たばこ規制に関する公衆衛生政策と利害関係がある、あるいは影響を与える立場にある全ての政府機関が、そのような措置を実施すべきである。本ガイドラインの目的は、たばこ産業の干渉に対処する上で、締約国が枠組条約第 5 条 3 項の下で法律上の義務遂行を支援することである。本ガイドラインは、入手可能な最高の科学的証拠と締約国の経験に依拠するものである。

本ガイドラインは、締約国のたばこ規制に関する公衆衛生政策の策定と実施に適用される。また、それらの政策の策定、実施、管理、又は遂行に関与する、又は関与する可能性がある個人、機関、又は国家等にも適用される。本ガイドラインは、官僚、締約国の管轄権下にある全ての国、州、県、市、町村、又は他の公的もしくは準公的機関又は団体の代表及び従業員、ならびにその全ての代理人に適用される。たばこ規制政策の策定と実施、及びそれらの政策をたばこ産業の利益から保護することに責任を負う政府機関(行政、立法、及び司法) はいずれも、説明義務を負うべきである。

条約締約国が実施を求められているたばこ規制措置の策定及び実施に対して、たばこ産業が干渉するために用いている多岐にわたる戦略及び戦術は、大量の証拠によって立証されている。ガイドラインによって勧告される措

置は、たばこ産業だけでなく、適切な場合、たばこ産業の利益振興のために活動している組織や個人が行う干渉からも保護することを目指す。

条約第5条3項の目的を最大限達成するためには、締約国は本ガイドラインで勧告される措置を必要な限り広範囲に適用する必要があると同時に、各国固有の状況に適合させる際には、本ガイドラインで勧告される措置を超える措置を実施することが強く要請される。

指針となる原則

原則1：たばこ産業と公衆衛生政策の間には、根本的かつ相容れない利害の対立が存在する。たばこ産業は、常習性があり、疾患や死亡の原因となり、また貧困の増加など様々な社会悪を引き起こすことが科学的に実証されている製品を生産し、販売促進している。このため、締約国は、たばこ規制のための公衆衛生政策の制定及び実施を可能な限り、たばこ産業から保護すべきである。

原則2：締約国はたばこ産業又はたばこ産業の利益を振興するために活動している者と交渉するときには、説明責任を果たし透明性を保つべきである。

締約国は、たばこ規制又は公衆衛生に関連する事項についてたばこ産業と何らかの交流を行う際は、説明責任及び透明性を保証すべきである。

原則3：締約国はたばこ産業又はたばこ産業の利益を振興するために活動している者に対して、説明義務を果たし透明性を保つような方法で活動し、行動するよう要求すべきである。

本ガイドラインの実効的な履行のためには、たばこ産業は締約国に対して情報提供を求められるべきである。

原則4：たばこ製品は死をもたらす危険があるため、たばこ産業がその事業を興し、運営するための奨励策を認めるべきでない。

たばこ産業へのいかなる優遇措置は、たばこ規制政策と対立するだろう。

勧告

公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉に対処するためには、以下の重要な活動が勧告される：

- (1) たばこ製品の常習性と有害性、及び締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。
- (2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。
- (3) たばこ産業との連携や、拘束力又は強制力のない協定を拒否する。
- (4) 官僚や政府職員の利益相反を避ける。
- (5) たばこ産業から収集される情報が透明かつ正確であることを求める。
- (6) たばこ産業による「企業の社会的責任」と称する活動を非正規化させ、規制する。
- (7) たばこ会社に特権的処遇を与えない。
- (8) 国営たばこ会社を他のたばこ産業と同様に扱う。

たばこ規制に関する公衆衛生政策を、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護するための合意された措置を以下に列挙する。締約国は本ガイドラインによって提供される措置を超える措置を実施することを奨励され、本ガイドラインのいかなる記述も、締約国がこれらの勧告に適合する、より厳格な要件を実施することを妨げるべきではない。

(1) たばこ製品の常習性と有害性、及び締約国のたばこ規制政策に対するたばこ産業の干渉について関心を高める。

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定及び実施にあたり、政府の全ての部門及び公衆は、過去及び現在におけるたばこ産業による干渉についての知識と関心が必要とされる。枠組条約全体を成功裡に履行するためには、その

ような干渉に対する具体的な措置が必要とされる。

勧告

1.1 締約国は、条約の第 12 条をふまえて、たばこ製品の常習性と有害性、たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の商業上及び他の既存の利益から保護する必要性、及びたばこ産業がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の策定及び実施に干渉するために用いてきた戦略及び戦術について、全ての政府部門及び公衆に周知させ、教育する必要がある。

1.2 締約国はさらに、たばこ産業が自らの代理として個人や「隠れ蓑」となる団体や外郭団体を使って、公然と、又は隠然と行動させていること、また、たばこ産業の利益を増進するために行動させているやり方について関心を高める必要がある。

(2) たばこ産業との接触を制限するための措置を確立し、接触が発生する場合の透明性を保証する。

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定又は実施にあたり、たばこ産業との必要な接触は、当該接触から生じる又は当該接触による現実又は潜在的協力関係の発生を回避する形で、締約国が行うべきである。たばこ会社が、このような認識を生じさせる可能性のある行為に関与する場合は、締約国はこの認識を阻止又は訂正する措置を講じるべきである。

勧告

2.1 締約国は、たばこ産業及びたばこ製品の効果的な規制を実現するために、たばこ産業との接触は必要ととき、必要な範囲に限るべきである。

2.2 たばこ産業との接触が必要な場合には、締約国はかかる接触が透明に行われるようにすべきである。可能な限り接触は、公聴会、接触の公知、当該接触の記録一般開示など、公に行うべきである。

(3) たばこ産業とのパートナーシップや、拘束力又は法的強制力のない協定を拒否する。

たばこ産業が公衆衛生上の目標と直接に対立するものであることをふまえて、公衆衛生政策の策定又は実施に関連するいかなるイニシアチブにおいても、たばこ産業をパートナーに加えてはならない。

勧告

3.1 締約国は、パートナーシップ、拘束力又は法的強制力のない取り決め、並びにたばこ産業又はその利益を促進するために活動している組織又は人との自発的な協定を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.2 締約国は、たばこ産業による、未成年者及び一般大衆の教育又は、間接的若しくは直接的にたばこ規制に関連するイニシアチブの開催、促進、参加、履行を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.3 締約国は、法律上強制力のあるたばこ規制措置の代替として提供される、たばこ産業の起草による自発的行動規範又は法律文書を受諾、支援又は是認すべきではない。

3.4 締約国は、たばこ産業が起草した又はたばこ産業と共に起草したたばこ規制法案に対する支持提供を受諾、支援又は是認すべきではない。

(4) 政府関係者や職員における利益相反を避ける。

たばこ産業に商業上及び他の既存の利益を有する組織又は個人がたばこ規制に関する公衆衛生政策に関与することは、否定的な影響を及ぼす可能性が非常に高い。そのような政策をたばこ産業による干渉から保護する上で、たばこ規制に関わる官僚及び政府職員における利益相反に関する明確な規則が重要な手段となる。

たばこ会社が政府機関、関係者、職員に提供する支払金や、金銭又は現物を問わない贈り物及びサービス、研究資金は、利益相反となる可能性がある。国連総会及び政府や地域経

済統合組織で採択されているいくつかの公務員国際行動規範にて認識されている通り、個人的利害が公的責任に影響を及ぼす可能性が存在するため、有利な対価の約束が引き換えに与えられない場合でも、利益相反は生じる。

勸告

4.1 締約国は、政府関係者、職員、顧問、請負業者を含むたばこ規制に関する公衆衛生政策の策定及び実施に関与する全ての者に対して適用される、利益相反の開示及び管理に関する政策を義務付ける必要がある。

4.2 締約国は、公務員がたばこ産業と交渉する際に遵守すべき基準を規定する公務員倫理規定を策定、採用、実施しなければならない。

4.3 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関する作業実施契約を、確定したたばこ規制政策と対立する候補者又は入札者に与えるべきではない。

4.4 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与している又は関与した公職者に、報酬の有無を問わず、退職から一定期間内にたばこ産業内の職業活動に従事する意図について所属機関に通知することを義務づける明確な方針を策定すべきである。

4.5 締約国は、たばこ規制に関する公衆衛生政策の制定及び実施に関与する公職の応募者に、報酬の有無を問わず、たばこ産業における現在又は過去の職業活動を申告することを義務付ける明確な方針を策定すべきである。

4.6 締約国は、政府職員に対して、たばこ産業に関して直接的に有する利益を申告し、これを放棄することを要求するべきである。

4.7 政府機関及びその組織は、国営たばこ産業に対する締約国の事業所有権を管理運営する場合を除き、たばこ産業からの金融的利益を有するべきではない。

4.8 締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、たばこ規制政策又は公衆衛生政策の策定又は実施に関わ

る政府機関、委員会、又は諮問グループの成員となることを許してはならない。

4.9 締約国は、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している団体によって雇用されているいかなる者も、締約国会議、その補助機関、又は締約国会議の決定に従って設立される他の団体の会議への代表団成員に指名してはならない。

4.10 締約国は、政府又は準政府機関の関係者又は職員がたばこ産業から金銭又は現物による報酬、贈与又はサービスを受け取ることを許してはならない。

4.11 国内法及び憲法原則を考慮し、締約国はたばこ産業又はその利益促進を図っている組織から、政党、候補者、選挙運動に対する献金を阻止する又は当該献金を全面的に開示することを義務付ける効果的な措置を講じるべきである。

(5) たばこ産業から提供される情報が透明かつ正確であることを求める。

公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉を防止するための効果的な措置を取るために、締約国は、そのような活動及びやり方に関する情報を入手し、それによってたばこ産業が透明な方法で活動することを保証する必要がある。条約の第 12 条は、締約国が国内法に従ってそのような情報の公開を促進することを求めている。

条約の第 20 条 4 項は、特に、締約国に対してたばこ産業の業務及びたばこの栽培に関する情報の交換を促進し、容易にするよう求めている。条約第 20 条 4(c)項に従って、各締約国は、たばこの生産製造及びたばこ産業が行う、条約又は国内たばこ規制活動に影響を及ぼす活動に関する情報を定期的に収集・普及させる世界的な制度を、漸次構築及び保持するために、権能ある国際機関と協調していくよう努力すべきである。

勧告

5.1 締約国は、たばこ産業の全ての業務及び活動が透明であることを保証するための措置を導入及び適用する必要がある。

5.2 締約国は、たばこ産業及びたばこ産業の利益の増進のために活動している者に対して、ロビー活動、慈善事業、政治献金、及びその他の、条約第 13 条の下で禁止、又はまだ禁止されていない全ての活動を含むたばこの生産、製造、市場シェア、販売経費、収益、及び他の全ての活動について定期的に情報を提出するよう求めるべきである。

5.3 締約国は、たばこ関連事業体、関連団体、及びロビイストを含むその代理として活動する個人の情報公開又は登録のための規則の制定を求めるべきである。

5.4 締約国は、たばこ産業が虚偽の、又は誤解を招く情報を提供した場合に、国内法に従って強制的な刑罰を課すべきである。

5.5 締約国は、枠組条約の第 12 条(c)項に従って、条約の目的に関連して、たばこ産業の活動に関する広範な情報の公開を保証するための効果的、法的、管理的及びその他の措置、例えば、公的なデータ集積所など、を採用及び実施する必要がある。

(6) 「企業の社会的責任」と称される活動等を含め、たばこ産業による「社会的責任」と称する活動を非正規化し、可能な範囲で規制する。たばこ産業は、製造、販売する製品の致命的性質からイメージを引き離すため又は公衆衛生政策の制定及び実施を干渉するために社会的責任と称する活動を行っている。たばこ消費促進を目的としたたばこ会社が「社会的責任」と称する活動は、マーケティングであると同時に、条約において広告、販売促進及び後援の定義に当てはまる広報戦略でもある。たばこ産業の中核的な機能がたばこ規制に関連する公衆衛生政策の目標と対立するものであることから、WHO によると 企業の「企業

の社会的責任」のための活動は、生来矛盾がある。

勧告

6.1 締約国は、政府の全ての部署及び一般大衆が、たばこ会社が果たす社会的責任と称する活動の目的及び範囲について情報を与えられ、認識するようにすべきである。

6.2 締約国はたばこ産業の社会的責任と称される活動を是認、支援、提携又は参加すべきではない。

6.3 締約国は、たばこ産業又はその代理として活動するその他の人による、社会責任と称する活動又はこれらの活動のための支出の公表を認めるべきではない。ただし、年次報告書など、当該支出の報告が法律上義務付けられている場合を除く。

6.4 締約国は、政府又は公共セクターの政治、社会、経済、教育、あるいは地域関連等のいかなる部門に対しても、たばこ産業又はたばこ産業の利益の増進のために活動している者から献金を受け取することを許可してはならない。(法律又は法的拘束力・強制力がある協定によって合法的に合意又は定められている補償金を除く)

(7) たばこ産業に優遇処遇を認めない。

一部の政府はたばこ産業による投資を奨励しており、通常であれば法律によって義務付けられている納税を部分的又は全面的に免除する等の財務上の奨励策により、それらの企業に補助さえ行っている。

締約国がその経済、財政、及び税に関わる政策を決定及び確立するための主権を妨げることなく、締約国は、たばこ規制に関する自らのコミットメントを尊重するべきである。

勧告

7.1 締約国は、たばこ産業が自己の事業を確立する又は運営するのを支援するために奨励策、特権又は特典を与えてはならない。

7.2 国営たばこ産業を持たない締約国は、たばこ産業及び関連事業に投資すべきではない。

国営たばこ産業を有する締約国は、たばこ産業への投資により、WHO たばこ規制枠組条約の全面的実施が阻止されないようにすべきである。

7.3 締約国は、たばこ産業に有利な税額免除を与えるべきではない。

(8) 国営たばこ産業を他のたばこ産業と同様に扱う。

たばこ産業は、国営、非国営、又はその組み合わせの形態を取りうる。本ガイドラインは、その所有形態に関わりなく、全てのたばこ産業に適用される。

勸告

8.1 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施について、国営のたばこ産業がたばこ産業の他の全ての成員と同様に扱われることを保証すべきである。

8.2 締約国は、たばこ規制政策の策定と実施が、たばこ産業の監督及び管理とは切り離されていることを保証すべきである。

8.3 締約国は、国営たばこ産業の代表が締約国会議、その補助機関、又は締約国会議の決定に従って設立される他の団体の会合への代表団の成員とならないことを保証すべきである。

執行と監視

執行

締約国は、条約の第5条3項及び本ガイドラインの下における義務を遂行するために、執行機構を設けるか、可能な範囲で既存の執行機構を活用する必要がある。

条約第5条3項及び本ガイドライン実施の監視

条約第5条3項及び本ガイドラインの実施の監視は、効果的なたばこ規制政策の導入と実施を保証するために不可欠である。これには、たばこ産業の監視も含めるべきであり、そのためにWHO たばこフリーイニシアティブの

たばこ産業監視データベースなどの既存のモデル及び資源を活用すべきである。

NGO やその他の、たばこ産業に属していない市民社会の成員は、たばこ産業の活動の監視において重要な役割を果たすことができるだろう。

政府の全ての部門の倫理規定又は職員規則には、「内部告発制度」と適切な内部告発者保護規定を含める必要がある。さらに、締約国は、本ガイドラインの順守を確保するために、訴訟を提起する可能性やオンブズマン制度のような苦情処理手続きなどの機構を活用、強化することを奨励されるべきである。

国際協力とガイドラインの更新及び改訂

たばこ規制に関する公衆衛生政策の策定に対するたばこ産業による干渉の防止を進歩させるためには国際協力が不可欠である。条約第20条4項は、開発途上国締約国及び移行経済締約国の特別のニーズを考慮し、それに対処しつつ、たばこ産業の業務に関する知識と経験の収集及び交換のための基礎を提供する。たばこ産業が用いる戦略及び戦術に関する、国内及び国際的な経験の収集及び普及とたばこ産業の活動監視に対する試みはすでに行われている。締約国は、たばこ産業の戦略に対抗するための法律上及び戦略上の専門知識を共有することにより恩恵を受けるだろう。情報交換は、機密保持とプライバシーに関する国内法に従うべきであると条約第21.4条は定めている。

勸告

たばこ産業が利用する戦略及び戦術は常に進化しており、本ガイドラインが締約国に対して、たばこ規制に関する公衆衛生政策をたばこ産業の干渉から保護するための効果的なガイドラインを継続的に提供するためには、本ガイドラインを定期的に再検討及び改定する必要がある。

締結国は、枠組条約に基づく既存の報告手続きを通じて報告する際に、たばこの生産及び製造に関する情報と、条約又は国内のたばこ規制措置に影響を及ぼすたばこ産業の活動に関する情報を提供する必要がある。この情報交換を促進するため、条約事務局は、本ガイドラインの基本的な規定が次の段階の報告手続きに反映され、締約国が使用できるよう、締約国会議が段階的にそれを採択することを保証する必要がある

たばこ規制に関する公衆衛生政策に対するたばこ産業の干渉を阻止する最重要性を鑑み、締約国会議は、これらのガイドライン実施経験に照らして、条約第 5.3 条に関連する議定書策定の必要性の有無について検討することができる。

有用な情報源

関連文献（略）

（ガイドライン原文）： http://www.who.int/fctc/guidelines/article_5_3.pdf